

比し宋で法制が大進展をとげた點は、右の數字にも歴然たる所といわねばならぬ。

さて以上瞥見した如く、『唐代法制研究』は唐史の專家が著した唐代法制の研究・概観としてまことに有益な著作である。舊字體を使用し、引用文は筆寫體で一見明瞭に識別され、難解な内容の割には読みやすい。敘述は項目を分つてよく整理されており、終始原資料に據つた着實な構成で空論を挿まない。細部に例えば三頁五行、張行成を張行忝に作り、二八頁七行 令狐德棻を令狐德棻に作り、二三一頁七行 (4)が(1)に替る類の誤植が稀に目につき、文宗の元號大和をすべて太和に作るのを除けば、校正も行届いている。或いは他人の研究文獻への言及の少い點に不安を覺える向きもあるかも知れぬが、文革の一〇年を體驗した著者の研究環境を考えれば、臺灣や日本の論著を自由に參閱し得なかつたのは當然で、唐律疏議等原資料にひたすら打込んだからこそ本書の研究が産まれ得たのである。その點で八〇年代の著者の唐代法制への集中努力に對し、深い敬意を覺える次第である。

一九九九年六月 臺北 文津出版社
A5判 三三二頁 新臺幣三〇〇元

高橋芳郎著

宋—清身分法の研究

寺 田 浩 明

本書は、高橋氏（以下、著者）が、一九七八年に本書第一章のものととなる論文をもつて颯爽と學界に登場して以來、これまで順次發表されてきた身分法關係論文のほとんどすべてを集大成し、概ね研究對象の歴史順に従つて排列した論文集である。最初に各章表題とその基礎となつた舊稿表題を初出年と共に示せば左の如くなる。

第一章 宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕の身分（舊稿原題「宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について——法的身分の形成と特質」、初出年一九七八年）

第二章 宋元代の佃客身分（同「宋代佃戶の身分問題」、一九七八年）

第三章 中國史における恩と身分（同「中國史における恩と身分——宋代以降の主佃關係とも関連させて」、一九九三年）

第四章 宋代の雜人・雜戶の身分（同「宋代の「良賤制」と雜人・雜戶」、一九八六年）

第五章 宋代の士人身分（同「宋代の士人身分について」、一九八六年）

第六章 唐宋間身分編成原理の轉換（同「部曲・客女から人力・女使へ——唐宋間身分編成原理の轉換」、一九八六年）

第七章 明代の奴婢・義子孫・雇工人（同「明代の奴婢・義子・

雇工人——萬曆十六年新題例の前提、一九九三年）

第八章 明末清初期、奴婢・雇工人身分の再編と特質（同題、一九八二年）

附論 乾隆五三年條例の解釋をめぐって（第一章のもととなった

舊稿の第二章第三節）

著者によれば「本書をまとめるに際して、體裁を統一し、明確な誤りは正し、いくつかの史料を補充したが、第二章の第一節〔評者補「主佃專法の展開とその特徴」を除いて、論旨の基本點は維持されている〕（ii）という。また第一・二・六・七・八の各章末尾には、舊稿に對する批判への回答を主とする短い「補記」が附されているが、基本的には自説を再確認する内容である。

論文集という形式に鑑みれば、まずは順を追って各章毎の内容紹介を行うべき所だが、それは著者自身が本書「はしがき」で既に行つてしまっている。また著者は「本書は全體として、書き下ろしの著作のような綿密な論理構成や一貫した論理に乏しく、また史料や敘述の重複も少なくない」（i）と謙遜されるが、それに引き續く、本書の大部分は第一章・一九七八年論文の敷衍・補正・詳論に過ぎないとの解説が却つて示す如く、本書を構成する個々の論文・個々の研究作業自體が、實は最初から一つの大きな全體構想の各側面として紡ぎ出されていることも確かである。その困難な作業が漸く一區切りついで本書が編まれたのであろう。そこで本書評も、餘り章立てには拘らずに、むしろ本書によつて示された現時點における著者の「宋・清身分法」研究の全體をその構成要素別にざっくりと紹介し、ついでそれに對する評者の感想を（これまたざっくりとした仕方）で）對置する仕方をとることにしたい。

著者の研究を構成する第一の大きな要素は、それまで民間用語と法律用語、經濟的生產關係と日常的生活關係、身分的範疇と階級的範疇の區別を餘り意識せずに、またその限りで各論者毎に幾分か主觀的な読み込みがなされてきた宋元期の「奴婢」「傭賃」「佃僕・地客」「佃客」等々關連の諸史料を、徹底して自覺的に法身分という一つの視角から読み直し、それを通じて宋元の社會的隸屬民の存在諸形態を再構成するという史料實證的な作業である。

即ち著者によれば、宋元民間史料に現れる「奴婢」の殆どすべては、その出自を辿つてみれば、漢唐以來の國家的賤民身分たる奴婢ではなく、むしろ典雇等の形で「長期にわたつて雇傭され、雇傭期間中は主家内に居住しその經營内に包攝されて生活する」（二三頁）あるいは「主家と同居し衣食の給養を受ける」（二九頁）良民達であり、また犯罪發生時に彼らに適用された法令も奴婢律ではなく雇傭人法であつた（その意味で彼らの法身分は奴婢身分ではなく雇傭人身分である）。これを逆に言えば、宋元雇傭人法は當時あつた日雇いや生業補完的な季節雇ひ等の雇用關係全部に適用されるものではなく、むしろその中の上述の如き特定の一形態を念頭に立法されたものである。また宋元佃戸についても同様の仕方で再検討を行い、その内實を、上述「奴婢」＝雇傭人と類似した社會關係によつて田主と結ばれ、田主に對して「主僕之分」がある層（佃僕・地客）と、専ら租佃契約によつて田主と結ばれ、田主との間に「主佃之分」がある層（佃客）とに大分し、所謂「主佃專法」の適用對象は後者であること、前者についてはむしろ上記の雇傭人法が適用されていたこと、また彼らを巡つて記される田主への人的隸屬現象

も、彼らの雇傭人としての立場が生み出すものであり、當時の租佃關係全般に擴大することはできないことを論ずる。

この枠組みの全體は本書第一章で示される。ただその中でも學說的對立が厳しく、またその一一に史料解釋上の問題が絡む宋元明期の佃客に關する難問三點、即ち宋元間の主佃身分格差の歴史的推移、主僕に分から長幼の序へという仁井田陞説の當否、佃戸移轉禁止法令の背景については、特に第二章が割り振られる（第一・第二論點については後述する）。

第二の大きな仕事は、宋以降の雇傭人身分・佃戸身分（あるいは雇傭人法 $\parallel$ 雇工人律および主佃專法）の身分法的な特色・「身分編成原理」を、奴婢身分・奴婢律との對比で明らかにするという理論的な反省作業である。即ち著者によれば、同じ被差別身分と言っても、漢唐以來の古典的な奴婢身分が「國家的身分」即ち「國家の制度、法令、政策などを深奥で規定づけた支配理念に基づいて演繹的に設定された身分」（二三五頁）であるのに對して、雇傭人身分等は「良民内部の私的支配隷屬關係の中から一定の相對的基準を抽出することによって歸納的に定立された」（二四二頁）身分である。奴婢身分は國家が行う良民身分の剝奪行為に基づいて發生し、またそれゆえ全良民に對する差別を生み出すのに對して、後者の背後にあるのは當該雇傭人佃戸が主人・主家に對して持つ社會生活上の依存隷屬實態であり、身分的格差もその人間關係の中でのみ論じられ、しかもまた依存實態は無限のバリエーションを持つ以上は、法適用に際して必ず依存程度の認定問題が挟まる（雇傭人のすべてが所謂「雇傭人身分」になる譯ではない）。兩身分の間にある演繹的と歸納的、絕對的階層的と相關的個別的といった性格の相違は、氏

以前にも例えば重田徳氏によつて指摘はされていたが、それを體系的全面的に明らかにしたことは氏の大きな功績であり、またこの理論的枠組みの開發が第一の仕事を支え、また後述する第三の仕事の前提をなした。

そしてこの認識は著者に更に二つの問いを問わせた。即ちまず第一に、國制とは直接に關係しない雇傭や租佃といった「私的な社會關係の場」にまで國家が敢えて「法的身分的差別を設ける根據」は何か。そして著者はまず宋から清の奴婢僱工と宋元の佃客を巡つて見える主人犯罪容隠の可否、主家と彼らの間で窃盜事案が起こった時の減刑措置等の検討を通じて、主人と奴婢・僱工・佃戸の關係がどれも同じく親屬關係に類比されていることに着目し、身分差別の共通する根據を彼らが主人から受けた「恩義」という社會實態に求め、またその恩義の深淺を決定附ける諸要因を検討する（第三章）。しかしその答えは直ちに著者に第二の問いを突きつけた。というのも社會實態に着目する限り、例えば主佃關係をとつてみれば「中國史における長い主佃關係の歴史において、絶えず一般にそうした上下關係が存在した」（一五一頁）。しかし主佃專法は宋元代にしか現れない。その理由は何か。そして著者はその答えを再び國家の側・「王朝の支配理念」の相違に求める（第三章末尾）。「宋代に至つて佃客や雇傭人の法身分が形成されたのは、それまで法制の場への反映を阻止していたところの、私的支配隷屬關係を容認しないという唐朝の支配理念が放棄され、新たにそれを容認・公許するという宋朝の支配理念へと轉換したからなのである」（一五一頁）。ならば明清に再び主佃專法が消える理由は何か。著者はその答えをも明朝の支配理念・明朝における良賤制のあり方の中に求めて行く（こ

の問題については後述)。

なお第四章は、具體的には宋代に生まれた「賤業による區別の觀念」の代表例として雜類・雜人・雜戸を取り上げ、特に雜戸が多く官妓の別稱であったこと(しかしそれは國家的な賤身分ではなかったこと)を明らかにする作業、また第六章は、具體的には唐律上の部曲を社會に存する何らかの私的隸屬形態の法的反映と考えようとする従来の研究史に對して、それを國家的身分たる奴婢が解放後も「なお舊主人の下に留め置かれた者」(二三二頁)に他ならないこと(即ちそれもまた國家的な賤民身分であること)を史料的に實證する作業である。ただ著者においては、それらは同時に上述の唐宋間における支配理念・身分編成原理の轉換論を側面から補強する作業という位置づけを與えられている。

第三の大きな仕事は、研究史上繰り返し部分的に言及されつつも必ずしも全貌が明らかではなかった、明初から始まり萬曆十六年新題例を経て清代乾隆五三年條例にまで至る明清奴婢雇工人身分法をめぐる法規定と法實務の推移過程を、その背景に遡って丁寧に辿る仕事である。第七章・第八章・附論がそれに充てられる。

分析作業は全面的でありどの部分も貴重だが、中でも特に次の四點が重要な貢獻である。インパクトの大きい順に述べれば、まず第一に、従前、雇傭實態の歴史的變化・雇傭労働者の身分解放の證據として論じられてきた明清雇工人條例の改定過程について、上記した宋元雇傭人身分研究の成果を存分に活用して次の様に斷ずる。即ち、その改訂過程はどの程度の依存實態ある者を雇工人律の適用對象とするかという(相關的身分に必然的に伴う)依存程度の認定問題をめぐって國家側が試行錯誤を繰り返した「單なる立法技術上の

必要からする改修」(三〇四頁)過程として理解し得、またそれで

理解し盡くされてしまう。第二に、雍正五年條例以降の社會的事實の重度隸屬者層への奴婢律の直接適用、雇工人律類似的歸納的な奴婢身分認定方法が「中國社會に傳統的な奴婢の身分編成原理とは異質」(三〇一頁)な清期に特有な新現象であることを明確に指摘し、また同時に、しかし奴婢と雇工人の差異を質的にではなく「量的な服役期間の長短へと還元してゆく認識」が既に明律注釋書の中にも見えていることを周到に指摘する(二八九頁)。第三に、萬曆十六年新題例に見える「其財賈義男、……恩養未久不曾配合者、士庶之家以雇工人論、縉紳之家比照奴婢律論」という奇妙な(そして現實にもアンバランスな)規定方法の背景には、功臣でも庶民でもない官僚紳士層の奴婢保有の可否をめぐって明代半ば以來存した學說上・實務上の綱引きがあることを指摘した。更に廣く言うなら、奴婢は功臣の家にのみ給し且つ庶民の奴婢保有は禁止する(戸律戸婚「立嫡子違法」條末尾)という明期特有の政策が明清奴婢雇工人法制に對して與えた影響を廣く検討した。そしてまたまさにその影響の一部でもあるが、第四に、明代半ばから奴婢律の直接的適用が始まる清初まで「義男・義女」名目での實質的な奴婢保有が盛行し、法實務・條例文中においてもまさにそのような意味で用いられていたことを豊富な史料で示した。著者のこれらの研究によって明清奴婢雇工人法史が一層に陰影の深さを増したことは誰もが否定できないであろう。

そしてこの様に整理し來たと最後に、本書第五章・宋代士人身分研究が「一つだけ残ることになる。該章は宋代史料に現れる「士人・士子・士類」の内實を官僚身分を持たない讀書人層と確定した

上でその「身分」的性格を検討し、そこには彼らの鄉村における活動、鄉村社會側や地方官側の遇し方、社會集團としての力量といった社會的基礎と同時に、士人に對する役法上の特權、刑法上の優免措置（廣い贖刑の範圍、また輕罪について學規による處罰「教刑」で代える措置。但し教刑を適用するか否かは地方官の自由裁量による）といった國家的承認の側面も見取れると論ずる。執筆時期も編別構成上も宋代雜戶論と並ぶ位置に立つが、雜戶論がその前後との間でなお良賤制論という結びつけ先を與えられているのに對し、士人論は奴婢論とも雇傭人論とも論理的な繋がりを缺いている。というより扱う對象自體が、二者間の恩顧關係に基づき個別的に生ずる相關的身分關係でもないが、かと言って奴婢身分の様に國家の身分付與剝奪行為によつて一方的に生み出されたものでもない、つまり本書を貫通する身分論の論理枠組みの中には収まりきれない存在なのである。第四の大きな仕事が今後ここから擴がつてゆくのかもしれない。

さて、本研究全體が持つ學說史上の意義については改めて贅言を要しないだろう。奴婢雇傭人佃戸の法身分の問題の上には、社會の中にある諸人間間の依存關係をどの様な軸で整理するかという問題や、そうした實態に基づいて自ずと社會の中で生成される上下關係と國家の手による法的な身分規制とをどの様な配置で整理するかという問題が、折り重なりあつて存在している。しかし一九七〇年代までは、前者の問題は殆どアプリオリに奴隸制や農奴制といった生産關係の問題と等置されていた。また後者の問題についても、仁井田陞氏の社會的な力關係が法の形で表現されるといふ單純な反映

論が支配的であつた。主佃專法を見ては宋代における農奴制の成立を論じ、雇傭人律の改訂過程を見ては明末清初における第一次農奴解放を論ずるという仕方は、そうした單純化の上に成り立っていた。ところがそこに著者が現れて次の様な一連の發言を行った。即ち、奴婢身分は生産關係の反映ではなく、むしろ特異な支配理念に基づき國家によつて設定された國制的な身分である。雇傭人身分は確かに社會實態の反映であるが、その基盤は雇用契約關係それ自體というよりもむしろそれに起因する生活上の依存關係・恩顧關係にあり、しかも宋元について言えばその社會經濟學的内實は賃勞働というより家内奴隸である。明清雇傭人律の改訂は相關型身分に特有の依存程度の認定問題が生み出したものであり、社會實態上の歴史的變化を示唆しない、等々。著者はこのようにして従前の議論の基礎に知らぬ内に混じり込んでいた諸前提を次々に暴き出し、因習的な論理連關をあつさりと解體してしまつた。あるいは換言すれば、著者の方法的に自覺的な論理操作を通じて、初めてこの問題が持つ諸元が上述の様に整理され、また奴婢法身分・雇傭人法身分が持つ固有の位置と特性が明らかにされた。その意味で、著者に至つて宋元明清期の奴婢佃戸雇傭人「身分法」研究は初めて自立を遂げたと言つても過言ではない。

ただ、今回こうして一書に纏められた機會にその研究の全體を讀み直してみる時、改めてその劃期的な意義に思い至ると同時に、やはり幾つかの疑問が浮かばない譯ではない。著者の諸研究の完成度の高さ故か、昨今この問題についての議論は往時の活發さを缺いている。評者のような門外漢の問題提起でも、議論の再活性化の役には立つだろう。以下、非力を承知で著者が示す中國身分法史の

全體構想に關わる大きな疑問を二點（結局は表裏する一點なのかもしれない）、個別の論理構成・事實認識に關する小さな疑問を三點述べ、著者の反批判を仰ぐことにしよう。

第一の大きな問題。宋・清の身分法史の全體推移をどの様に整理するか。著者が本書全體で示す構圖は、「漢代以來の良賤制は宋代に至つて消滅し、その結果新たに雇傭人法が成立した」、しかしその「宋代に消滅した良賤制は元代に復活し明代にも承け繼がれたが、明代の良賤制は漢唐のそれといささか性格を異にしていた」、そして「清代にはそれまでの千數百年にわたる良賤制とは異なる奴婢規定が創設された」（以上、はしがき）といった良賤制を基軸とするものであり、しかも宋代を「良賤制の消滅」時期として、先行する漢唐ばかりか引き續く元明清とも區別對比する點に大きな特徴がある（ちなみにこの最後の論點は著者の初期論文では裏に隠れて餘り目立たなかつた論點である。評者は本書を讀んで著者の研究を貫くこの對比の強さに初めて氣が附いた）。しかしこの論法は何處まで説得的だろうか。

まず著者は、宋代民間社會には漢唐や元明清とは異なり、律が想定するような國家的法身分としての私奴婢が殆ど實在しなかつた（またそれゆゑ宋代には奴婢や良賤についての新現立法も無いし裁判例も無かつた）という事實を繰り返し示すが（一二頁以下・一五九頁以下等）、單純な論理學に従えば、そのことは良賤制という制度あるいは理念の消滅の證據にはならない。それに對して、同じく著者が示す、宋朝國家は世上謂う所の「奴婢」に對して決して奴婢律を適用しようとしなかつた、彼らを雇用了された良民として扱おうとしたという事實の方は、むしろ宋朝國家においても漢唐以來の傳

統的な奴婢觀念が正確に保持されていたことを却つて示す。そして元朝・明朝が用いた奴婢概念も同じものであり、また事實的隷屬者層に奴婢律を適用した清朝すらも犯罪沒官系統の古典的奴婢制度を廢棄した譯ではない（この點は著者も認める。三〇一頁）。つまり正統的な奴婢側について言う限り、そこにあるのは單なる制度利用の盛衰に過ぎず、制度枠組み自体は一貫して同じものが存續するといふ他はない（そしてそれは清末まで皇帝制度が存續したことも對應する）。少なくともこの側面については消滅や復活を論ずる必要はない。

ただ勿論、著者が「良賤制」という言葉で主要に問題にするのは、奴婢のあり方というより、むしろ「他人の勞働力を含まない均質な小農民家族を國家の支配基盤にする」という理念（いわゆる一君萬民思想・齊民思想）。「良民は賤民以外に他人の勞働力を保有してはならない」という國家意志」（一二三頁）の問題、つまりは良民間の法身分的格差の有無である。そして良民間に法身分上の格差がない（民相互の國制的な身分的格差としては唯一良賤の差だけが存在する）状態が良賤制の理念型であること、また唐朝が良民内部の實體的な齊一化・均質化の志向を強く持つのに對して宋朝はそうした積極的意欲を缺いていたこと、その缺如こそが雇傭人佃戸に對する身分的差別を國法の中に持ち込ませたことは、まさに著者が言うとおりである。確かにここには「消滅」を論ずるに足る大きな變化がある。

しかし反面、もし着目するものがその側面に限られるなら、實は今度はもうその「復活」を論ずる餘地はない筈である。著者は何故か明朝における主佃專法の不在のみに着目して論を立てるが（一五

二頁等）、原理的志向を論ずるならば、明朝も雇工人律の形で良民間に存する社會的事實的依存實態の法身分への反映を容認していたこと、それどころかその法制を宋元よりも更に一般的な形で整備し続けたことは著者も證すとおりである。雇傭人法佃戸法の存在を以つて宋朝における良賤制の消滅を論ずるなら、明朝でもそれは依然消滅したままとする他はない。また著者は、明律戸律戸役「立嫡子違法」條末尾に現れる庶民の家の奴婢存養禁止規定（および他史料に見える奴婢保有主體の功臣の家への限定）を「庶民の家族労働にのみ基づくは均質な經營體を支配基盤にしたい」という洪武帝の統治理念の反映」（二五一頁）と考え、しかもそれを良民間の齊一化を目指す唐朝的な支配理念の復活として位置づけようとする。同條は明清の法律家達すら位置づけに奇妙な條文であり評者にも定見がある譯ではない。しかし少なくとも明律登載後・明代半ば以降について言えば、まさに著者自身が本書第七章で詳細に證したとおり、同條は奴婢と良民を對比した上で良民側のだれが奴婢保有主體となるか（どの階層までが奴婢を持っても「僭分」「非分」でないか）を論ずる規定、つまりは服飾や家廟等に関する禮制的諸規定と同様に良民間の「分」格差をむしろ却って附ける規定として讀まれていた。また反對に明律登載前・明朝初期に遡って同旨規定を採すと『皇明詔令』卷之二「勸興禮俗詔」洪武五年五月に行き着くことになるが、そこにあるのは今度は戰亂時に難民となり奴婢に零落した人々を平時に復したこの段階で一舉に救済解放しようという臨時的な關心に過ぎない（そしてその解放措置の例外として「功臣及有官之家」の奴婢が記される）。明初に自立小農民家族創出の意圖があつたことは確かにせよ、同條を媒介にしてその政策志向を良

賤絡みの齊民論一般にまで擴大するのは難しいように思える。

かくして復活論の直接的根據は無くなった。しかも著者が證すとおり、明代の歴史を通じてこの保有主體制限（良民内部での「分」格差）は社會側の壓力によって順次弛緩し、またその裏側で依存隸屬者を（主要には義子の名目で）家内部に私的に抱え込む事態は全社會に蔓延する。そして全良民誰でもが強度隸屬者を私的に家内に抱え込み得（保有主體側の再平準化）、しかもその私的隸屬者を身分的には犯罪没官による奴婢と同様に扱う（脱落者側の徹底した賤民化）という清朝半ば以降の事態は、この二つの動きの素直な延長線上に現れた。奴婢律適用原則の上から見れば、まさに著者の言うとおり、そこで決定的な一線が越えられたことは確かである。しかしこの實質について見れば、そこにある事態は、社會的な依存實態から法身分を論じてしまうという宋代に始まる動きが、最後に行き着くべき所に行き着いただけとも言える。良民間に中間的な法身分差を認めた途端に、良賤の關係は、その本質に基づく「質的」差異の側面と同時に、種々の格差の中の最大のものという「量的」側面を持たざるを得ない。そして明清期に顕在化したのもその同じ問題である。明初「復活論」を挾まない方が、宋・清の奴婢雇傭人法史はより素直に理解できるのではないか。

第二の大きな問題。賤民身分の「社會的」な側面。宋元民間史料の「奴婢」の内實が良民出自の雇傭人達であり、また國法上も奴婢身分としては扱われていなかったことは、おそらく著者の言うとおりであろう。しかしそうであればある程に逆の問いは残ることになる。即ち、彼らが良民出自であることを良く知っていた時人までもが、どうして彼らを「奴婢」と呼び、しかも「終身賤となる」とま

で考えたのか（典型例としては一四頁等に繰り返し引かれる『鄂州小集』記事。誘略等により「終身爲賤」となった者達を公權力の手で解放すれば「可使還齒平民」「庶使脫賤還良」という提言）。まさに柳田節子氏が「かかる奴婢は、勿論、國家的賤身分ではなかりが、社會的に「賤」と意識されていた」（『宋代社會經濟史研究』「宋代の雇傭人と奴婢」六六頁）と述べる時に提起された問題である。ところが著者は「奴婢」を一旦雇傭人身分と論定した後は、再びこの問題に立ち戻ることはいらない（三〇頁以下の議論は「終身」の説明であっても「賤となる」の説明ではない）。しかしさて、それらは詐稱・誤用・形骸的用法だと言ひ切れればそれで話は済むのだろうか、あるいは議論を法身分に限りさえすれば、この問いは問わなくて良い問い・法身分とは無關係な話題となるのだろうか。

勿論、法身分として國法の中に定着され強行される局面を取るならば、それは専ら國家權力の作用として論ずる他はなく、またその際に王朝側が掲げる、良民・萬民の並列は一君による政治的統治の產物であり、また當該一君によりその良民身分を剝奪された者が賤民であるという公式的定義に従えば、國家權力の媒介を経ずして賤民が生まれる譯もないと言ひことも十分に可能である。しかし史料を見れば明らかなとおり、民達はそうした國家的認定をまつて初めて「賤」「奴婢」用語を用いている譯でもない。民間史料を素直に讀み限り、人々は自立して生きてゆく爲の基盤を失ひもはや「平民に齒せな」くなった存在全般を由來の如何にかかわらずに賤と呼び、縁坐沒官といった側はむしろそこに陥る經路の代表格として位置づけられているかに見える。民には民なりの階層的賤民觀が國家とは獨自にあったと言ひ他ない。もともと國法上の奴婢身分ではな

い存在についても「脫賤還良」という國家的措置の必要が改めて論じられてしまう所以である。

ただ民間の身分觀念と國家の支配理念・身分構想は常に背反するとは限らない。例えば「恩義」をめぐる相關型の身分觀念は、著者も言うとおり宋代以降明らかに國家社會の雙方に共有されていた（そしてまたそれは所詮は親屬律の擬制的擴張に他ならないという意味で唐代との連續性も持っていた）。ただ「奴婢」や「賤」といった階層型の身分觀念については清初に至るまで國家と社會の齟齬が續いた、或いは國家と社會との間で對話が續けられた。激烈な競争社會であればあるほどに民（具體的には個々の同居共財の家）は自立自存を尊び不用意に人の劣位に立たぬ様に齒を食いしばって頑張った反面、その自存を保てずに他家の給養を受けまたその代償として他家主人に擅に使喚される地位、即ち「僕」たる地位に甘んずる者を、まさにその一點において自立者たる資格を自ら放棄した失格者、天下の公民達からなる舞臺からの脫落者として賤視し、繰り返し既存の奴婢・縁坐の罪人達と同一視しようとした。それに對して國家の側は、他人に一方的に役使されることを賤視する價值觀を基本的に共有し（雇傭人を賤民としない宋元明朝も「主僕之分」という言葉は使った）、また圍い込みやすい一定の職業集團全體に對する賤視については概ね追認しつつも、一般人民についてその賤視がその身に固定化すること、即ち奴婢「身分」とまでなることは嫌ひ續けた。しかし最後に社會の側が勝利する。清朝國家が最後に採用したのは、社會の側の基準を自らの基準として積極的に取り込む道であつた。そこでは賤民性は、國家權力との位置關係ではなく齊民社會との位置關係で定義される。國家はむしろ民間で抱かれる格

差の感覺を、客観的な明文規定に整理する方向にその努力を傾け、そしてその格差の程度が雇工人律の刑罰レンジでは足りなくなれば既存の奴婢律をその用途に用いもした。更に差別の下限、雇工人律と凡人律の適用の境目については、清朝國家はついにはその基準の客観化・明文化すらも放棄してその判定を九ごと社會日常生活の側に委ねてしまった(乾隆五十三年條例は、要は當事者社會の人々が「主僕に分」ありと考える關係については國家の側も雇工人律を適用すると言っただけである)。そしてそれも國家統治理念の一つのあり方には違いない。

身分法・法身分を論ずるに際して著者が従前の單純素朴な反映論を批判し、王朝の支配理念が果たす獨自の機能に着目することは勿論正しい。しかしその王朝の支配理念が相對する社會側にあつたものも單純な事實的狀態ではなく、それ自體も一種の身分構想・一定の理念の產物であつた。しかもその身分構想は、かつて考えられたような階級關係に相即するものではなく、それ自體がまた奇妙に齊民型・良賤型の形をとるものであつた。そうした社會こそがこの一君・この良賤制を支えていたという側面もあるのだらう。となれば良賤關係・階層的法身分を論ずる際にも、まさに雇傭人法・相關的身分關係を論ずる際に著者自身が既にそうしているように、社會の側にある身分觀念と國家の側的身分觀念・支配理念を摺り合わせる形の議論が必要且つ適切なのではないか(何よりそれを缺けば最後に國家論・支配理念論の側が手詰まりになる)。そして實際、社會の中にあるその齊民型の身分構想は、下に向かって賤民差別をするばかりでなく、上に向かって自分達の上に立つ身分的存在をもの作り出し、そちらもまた國家の支配理念との間で順接逆接兩様の交渉

關係を持つていたらしい。社會的形成と國家的承認の相互作用として展開される著者の宋代士人論が占めるべき位置も、恐らくここにあるのだらう。

民もまた全秩序を構想する。素朴な階級反映論を批判するのと一緒に民間の身分觀念を流しすることはできない。そしてこれを逆にして言うなら、良賤をめぐって先學達が「階級關係」という(今から考えれば幾らか不適切な)用語で論じてきた問題の中の幾つかが、案外にこうした階層的身分關係の(更に言えば政治支配の)社會の起源の問題であつたことにも氣づく。對話の餘地と必要はなお多く残っている様に思える。

最後に史料操作が絡む個別的な問題の中から、大局觀に關わり且つ行論中で幾らか議論に凸凹がある様に思える三點についてのみ手短かに疑問を述べる。

第一。著者は、地客等が奴婢身分でも通常の佃戸身分でもなく雇傭人身分として扱われていたと論ずる際に、なぜか「小農民等が没落して地客・田僕となる際には……ますもって人身の雇契ないし典契が立てられていたと思われる」(五六頁)といった推定を挟む。しかし或る人間が雇傭人身分であつた(その人間に雇傭人法が適用された)と論ずるために、豫めそこに雇用契約が實在したと言う必要がどれだけあるのだらうか。

例えば明清雇傭工人律について言えば、既に重田氏や著者が指摘するとおり、雇傭人という名を頂くにせよその規定は所詮は主人奴婢關係と凡人間との中間にある依存關係全部に共通して用いる「汎用の刑罰目盛り」に過ぎず、實際、奴婢律よりも軽い目盛りが求められる所どこでも用いられる。そしてまた著者自身も、宋代雇傭人法

の適用対象を探るに際し當初より主家に同居して給養を受けるといふ生活實態に着目し、後にその身分格差の存立の根據を恩養婚配といった恩義に一本化する。ならば宋元雇傭人身分についても(二九頁以下でするのは逆に)むしろ生活上の依存實態の側を基軸として定義をし、典雇等の雇傭關係はむしろそこへ陥る典型的な經路として位置づけた方が、却つて恩顧關係への多様な陥り方への目配りも效き、また特定の租佃關係に對する雇傭人法適用の背景をより素直に整理できることになるのではないか。

第二。著者は佃客の法身分が北宋から南宋、更に元へと低下したという通説的な理解に對して、北宋元祐期に一等加減の通則的規定が成立したことを確認した後、南宋期の二等減規定は通則的規定とは讀めないこと、また南宋の犯姦規定を除き元代まで主犯佃客時の減等規定はあつても逆に佃客主時の加重規定は見あたらないことを以つて、佃戸の法的地位はむしろ北宋から南宋にかけて上昇し元代には凡人並に回復していたとの獨自の推定を對置する(第二章第一節)。

しかし評者には、元祐五年規定の方が本當に「通則的規定」なのかという側に却つて疑問が残る(身分をめぐつて凡人間ベースの通則的な加減規定の例を他に見ない。また本項「謀殺盜詐有所規求避免者不減」と、明清律「良賤相毆」第一項の除外規定のあり方、即ち至死者は加減せずまた「相侵財物者(如盜竊強奪詐欺誑騙恐吓求索之類)不用此(加減)律」との類似性は、むしろこの規定自體が實は鬪毆關係の規定なのではないかとの疑いを抱かせる)、また佃客犯主規定が見つからないことを手懸かりに佃戸側の地位のみが「凡人並に」回復したという議論も、身分的刑罰加減の上下對稱性

についての常識的な想定を覆す程に根據のある議論とは思えない(しかもそれは著者の恩義論とも兩立しない)。

むしろ著者が最後の最後に述べる「こと地主佃客關係に關しては一貫した原則によつて法の整備が計られた形跡がない。宋元代の地主佃客關係に對する法律上の規定や行政上の對應には原則の缺如と搖れがあつたように思えてならない」(一〇〇頁)という結論こそが史料狀況(更には實務の實態)に見合っているのではないか。

第三。著者は租契に基づく主佃關係には「主僕の分」が無い(何よりもそれを言う史料自體が無い)という主張の裏側として、しかしそうした主佃關係にはそれに代わつてすべからく「主佃の分」があり、彼らには主佃專法が適用されていたという論陣を張る(六四頁以下・一〇一頁以下等。なおこの語をめぐつては「長幼の序」との對比文脈もあるがここでは觸れない)。しかし本書全體を通じて「主佃之分」の語が載る史料としては『大清律按語』威力制縛人條・乾隆五年條例についての按語「佃戸雖與奴婢不同、既有主佃之分、亦與平人有別」一例が示されるだけであり、類語まで擴げて『清明集』「亦不復顧主佃名分」「一主一佃名分曉然」の二つが加わるだけである。しかもその三例とも所詮は、主人と佃戸の關係を取り上げて、そこに凡人間とは異なる何らかの上下關係があると言ふに過ぎない。その内容は最初から不定なのである。ところが著者はこの一語を梃子に、宋から清までの租契に基づくすべての主佃關係について同一の「主佃の分」・恩義の存在を想定し、更に次いでそこから逆算する形で、同じ恩義關係がありながら何故宋代だけに主佃專法が生まれたのか(何故明代以後それが消えたのか)という疑問を立てそこから明代における「良賤制の復活」論へと話を進め

る（一四九頁以下等）。

しかしまず何より著者は、雇傭関係をめぐっては雇傭の契約関係ではなくその結果として生まれる特定の生活實態が法身分を生み出すということ、即ち雇傭人身分になるのは雇傭人の一部であり残りは凡人關係になることを主張している。ならば租佃契約についてもまずは具體的な生活實態に即して主佃専法の對象側を絞ってゆく方が議論方法として素直であろう。即ち、雇傭人法の適用根據として「主僕に分」を論ずる時と同じ仕方です。「主佃に分」用語を使うならば、主佃の分は却って租佃契約關係全部に對應しない方が自然であり、また反對にすべての主佃が持つ上下關係の表現として「主佃の分」を語るなら、それはもはや身分法と直結しない方が適切である。何故に佃戸・租佃契約關係についてだけこうした硬直的・實體論的な議論方法が残るのが良く分からない。また確かに著者が言うとおり主佃専法の消滅の側から「佃戸の身分解放」を硬く論證することはできない。しかし租佃關係の重心的形態が宋元から明清にかけて、流浪するかさもなくば完全に他家に收養されてしまうかといった境遇にある細民を用いて地主が行う土地經營關係から、無産ながらも極力自立を目指す定着農民家族と地主との間の相資相養の協働關係へと推移していったことも否定できぬ以上、租佃關係實態の側を不變と措いて統治理念側だけを唯一の變數とするかの議論にもやはり無理があるのではないか。

さて、本書「はしがき」において著者は何故か「身分法という視覚から中國社會を研究した場合、得られる成果は決して大きいものではないというのが私の素直な印象である。身分ないし身分法は中

國社會を解き明かす基軸にはならない、という點にこそあるいは身分法の研究意義があるのかもしれない」（ii）と韜晦し、その理由として（皇帝をまで含む）垂直的身分移動の頻繁さを擧げる。確かに「社會」という言葉を狭く生産關係のことと取るならば、身分法研究からそれを復原する道は殆ど無い（そこに至る最後の橋を著者が落としてしまった）。しかしその言葉が指す對象を廣く諸人間間の秩序附けのあり方と考えるなら、むしろ登場人物が激しく交替しながらも何故か繰り返し同じ枠組みが再生産され續けた點こそが却ってその社會の顯著な特質、解き明かされるべき祕密であり、そしてその特質の集中的な現れとしてこの身分制度があった。それを研究する意義が無いわけでもない。しかも千年單位という長いレンジであるが、國家身分法の枠組みはゆっくりと變容を續けていた。そして著者は本書に結實する諸研究を通じてその枠組みの固定と推移の兩相を共に明らかにした。その成果が決して小さい筈もない。幸いにも著者は、その「はしがき」の最後では「今後とも大方の御批評を得て身分と身分法の研究を深めたいと考えている」（iv）と言われている。著者の研究がこれからも更なる深化を遂げることを評者も心から期待している。

二〇〇一年二月 北海道大學圖書刊行會
A5判 M11+134+9頁 七六〇〇圓